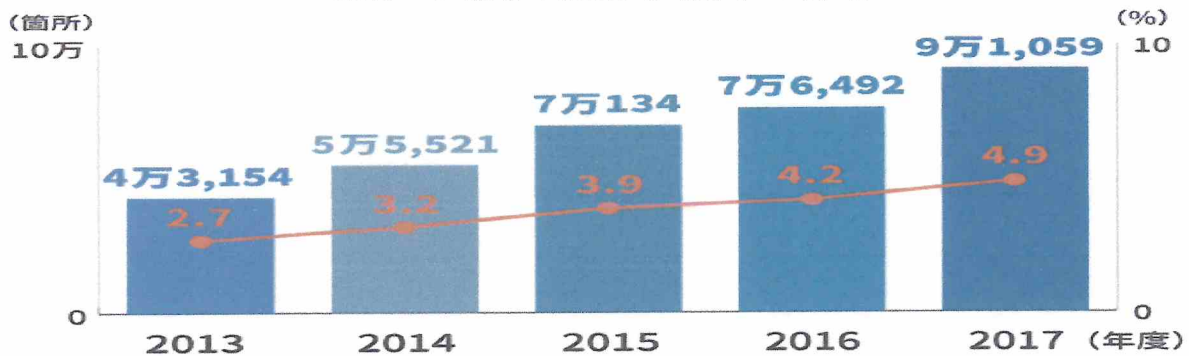


厚労省は、介護保険の地域支援事業について実施要綱の改正をし2017年度時点で**5.7%**(91,059)だった「通いの場」に参加割合を、2025年迄に**8%**(127,802人)に引き上げ目標を明記し積極的な推進がされそうですが？。

対象になる方々は=要支援・要介護認定される前の人々で？。

◆ 下図の実績を拝見して目標達成はいかばかりかと想定するのは私だけでしょうか？？。

「通いの場」の数と参加率の推移



「通いの場」の定義の確認

厚労省は「住民の通いの場の概念」として (住民が主体となること。)

- ・ **市町村全域で**、高齢者が容易に通える範囲に、通いの場を**住民主体**で展開すること。
- ・ 元気な方がより**一層元気に**、弱ってきても地域に通える場があり、支え合える地域を目指す
- ・ **住民自身**の積極的な参加と運営による、自律的な拡大を目指す
- ・ **住民自身**が納得して行うためにも、介護予防として効果が実感できる取り組みを行う(?)
- ・ 介護予防として効果を上げるのに必要な頻度として、**体操などは週一回**以上の実施を原則とする

??「通いの場」が抱える課題??

- ・ 活動期間が2年以上のグループでは「参加者の健康・体調」課題で
健康問題を理由に「通いの場」から離脱する人が少なくないそうで
- ・ 4年以上活動しているグループでは「参加者の高齢化」、
「運営メンバーの不足」や「参加者不足」が課題
- ・ 住民主体の「通いの場」では、リーダーの設置義務はないが、
会場や物品の準備をする人は必要。

「通いの場の概念」・「通いの場の課題」等を

高砂市はどう進めるのか・どんな特色? こんなモデル?の **指導を!** **積極的に!**

提示して欲しいなあ～

皆さん! /「どう思われますか ネ～」

できるだけ要介護状態にならず、また要介護状態になったとしても、できるだけ残存機能を維持し、重度者にならない、させないことが、介護保険財政にとっても、地域住民や家族にとっても重要である？。

そこで市町村・都道府県による「自立支援・重度化防止」に向けた取り組みを介護保険制度の中で評価しているが、こうした取り組みをさらに強化・推進するには、どういった制度見直しを行えばよいか？。

◆ 2019年9月27日 **社会保障審議会・介護保険部会**では、こんな議論が行われたそうです。介護保険の設立当初は金科玉条のように言われた法律も、「どこでボタンを掛け違えたのか？」皆さんに泣きついているのが現実？ですかネ??。

ですから皆さん！！

！！助けて～え～！！

そこで**厚労省関係機関**でしようか？。以下のような事を提示していますが、如何ですか??。

「介護予防」に直結する取り組みとして、65歳以上の方々であれば誰でも「参加OK！」でまず頭に浮かぶのは、

- ◎ 椅子に座ってストレッチや運動。
- ◎ テキストやドリルを用いた頭の体操
- ◎ 参加者同士のお茶やお菓子を飲食しながら語らう会合、
- ◎ パソコンやタブレットのIT機器の操作の教室
- ◎ 男性の場合、囲碁・将棋 女性の場合、お花や料理？

介護予防の必要性と「通いの場」ができた背景

なぜ今、介護予防の必要性が問われているのでしょうか？。

※＝人生最期まで他人の力に頼らず自分らしく生きたいと考えるからです。

寝たきりや認知症になれば手厚い介護は必要不可欠ですが、**食事や排便は出来る限り独力で済ませたいと思うのは当然。**

その為には、適度な運動や生活習慣の見直しを比較的若いうちから実践していく事で、**重度の要介護になるリスクを少しでも減らせる**のでは???.・・・と。

※＝**介護保険の財源に少しでもゆとりを持たせる？。**

2015年（平成27年）の介護保険法改正時に、**要支援者が利用する通所介護を介護保険の適用から外し**、全国の自治体の「新しい総合事業」に移管されることになり、要支援者の多くは手厚い介護サービスを必要としていないものの、**わずかながらも介護サービスを受けていた人たちに対する何らかの施策が必要**となったため、全国の自治体で介護予防への動きが活発になってきたのです。

（上記の太字＝言い訳するな！！。金が無いので、自治体に振り出したんでないか?。）

ここに厚労省の本音が「あり?・あり?」で

国民・市民の皆さん！！。ご協力を お願いします。